



荏崎市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画(第5期)

計画の趣旨

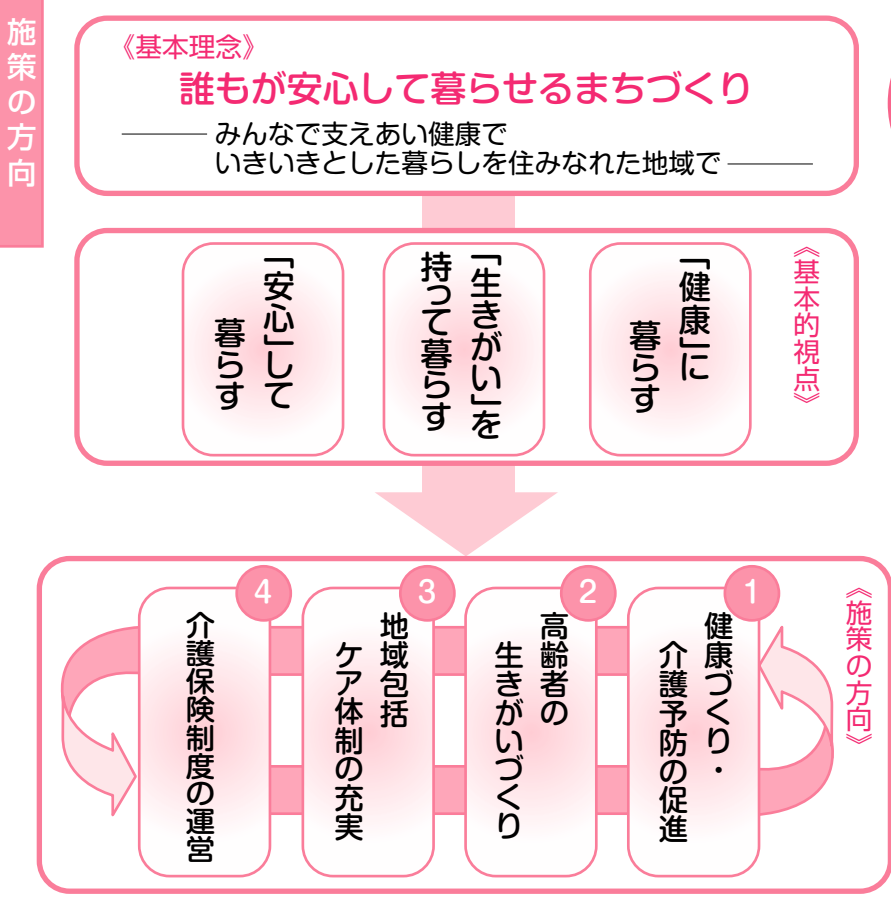
急速な高齢化の進行に伴い、今後さらに高齢者人口が増加していくことが予測されており、全国的に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基き、取り組みを進めていくことが必要となってきました。

これらの状況を踏まえ、今後のさらなる高齢化への対策をより一層推進するため、すべての高齢者が地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができるまちづくりを目指し、「荏崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期)」として策定しました。

計画期間

平成24年度から26年度までの3か年を
第5期事業計画期間とします。

● 施策の体系 ●



施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で、元気に生活していくために、心身の状態に応じて豊かに暮らすことができるように「健康」で、地域活動への積極的な参加を促すとともに就労等の機会を提供する中で「生きがい」を持ち、たとえ支援を必要とする状態になっても適切で効果的な生活支援サービスを提供する体制を整え「安心」して生活していけるよう、次の各施策を推進していきます。

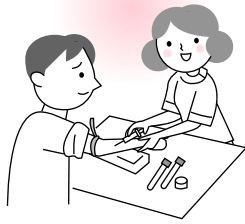
1 健康づくり・介護予防の促進

誰もがいきいきとした高齢期を過ごすことができるよう、「第1次荏崎市健康増進計画」との整合を図りながら、高齢者が健康を維持し、要介護状態にならないよう支援する仕組みづくりを推進します。

1. 健康づくり・生活習慣病予防の推進

2. 介護予防事業の推進

- ・各種健診の実施
- ・人間ドック、脳ドック
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・二次予防事業の対象者把握事業
- ・通所型介護予防事業の実施
- ・訪問型介護予防事業の実施



2 高齢者の生きがいづくり

高齢者がいつまでも生きがいを持つことは、健康状態の維持や介護予防につながります。そのため、関係団体への支援や活動の場の整備、本

市が主催する事業等を通じて、生きがいづくりや社会参加のきっかけを提供します。

また、団塊の世代が高齢期を迎えることをふまえ、多様な価値観に対応しつつ、高齢者の経験や能力が地域の中で活用され、高齢者自身もいきいきと活動することができるよう仕組づくりを推進します。

1. 高齢者の生きがいづくりの支援

2. 地域福祉活動の推進

3. 社会参加の取り組みの充実

- ・老人クラブの活動支援
- ・シルバー人材センターの活動支援
- ・ボランティア活動への参加促進
- ・高齢者等心配事相談事業
- ・地域住民の定期訪問
- ・外出支援サービス事業



3 地域包括ケア体制の充実

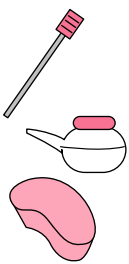
高齢者が、住み慣れた地域において、いつまでも自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、地域包括

支援センターを中心とした高齢者支援の体制づくりを進めます。

また、日常生活における支援、緊急時の支援など、高齢者が安心して暮らすことができるようにするための支援施策を充実させ、これらの支援体制が円滑に機能するように、各種関係機関や地域ネットワーク等がお互いに連携の強化を図り、地域包括ケア体制を充実します。

1. 地域包括支援センターの機能の充実
2. 高齢者福祉施策の充実
3. 認知症高齢者支援の充実
4. 家族介護者支援の充実
5. 高齢者の尊厳への配慮と安全・安心な生活環境の確保
6. 関係機関との連携及び地域ネットワークの構築

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・包括的、継続的ケアマネジメント事業
- ・配食サービス事業
- ・ふれあいペンダント
- ・認知症の予防
- ・地域における見守り体制の整備
- ・家族介護教室
- ・高齢者の虐待の防止及び早期発見
- ・高齢者への防災対策



4 介護保険制度の運営

介護保険制度の持続可能性を確保し、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービス水準の向上や自立支援に向けたサービス提供体制の構築に努めます。

また、適正な要支援・要介護認定や保険給付に努め、利用者の状態に応じて自立支援に向けた適切なサービスが提供されるよう事業者の支援や指導を行います。

1. 居宅サービス
2. 地域密着型サービス
3. 施設サービス
4. 適切な介護保険制度の運営
5. 介護保険事業費の算出
6. 第1号被保険者の保険料の算出

- ・ホームヘルプサービス
- ・デイサービス
- ・ショートステイ
- ・住宅改修
- ・グループホーム
- ・特別養護老人ホーム



～地域ほっとライン～

平成23年度より『荏崎市徘徊SOSネットワーク』を立ち上げ、関係機関の協力のもと徘徊行為に対し、認知症高齢者の安全と、そのご家族等介護者の安心した暮らしを守るための取り組みを行っています。皆さまに活動を知っていただけるよう作成したステッカーです。

地域包括ケアの考え方

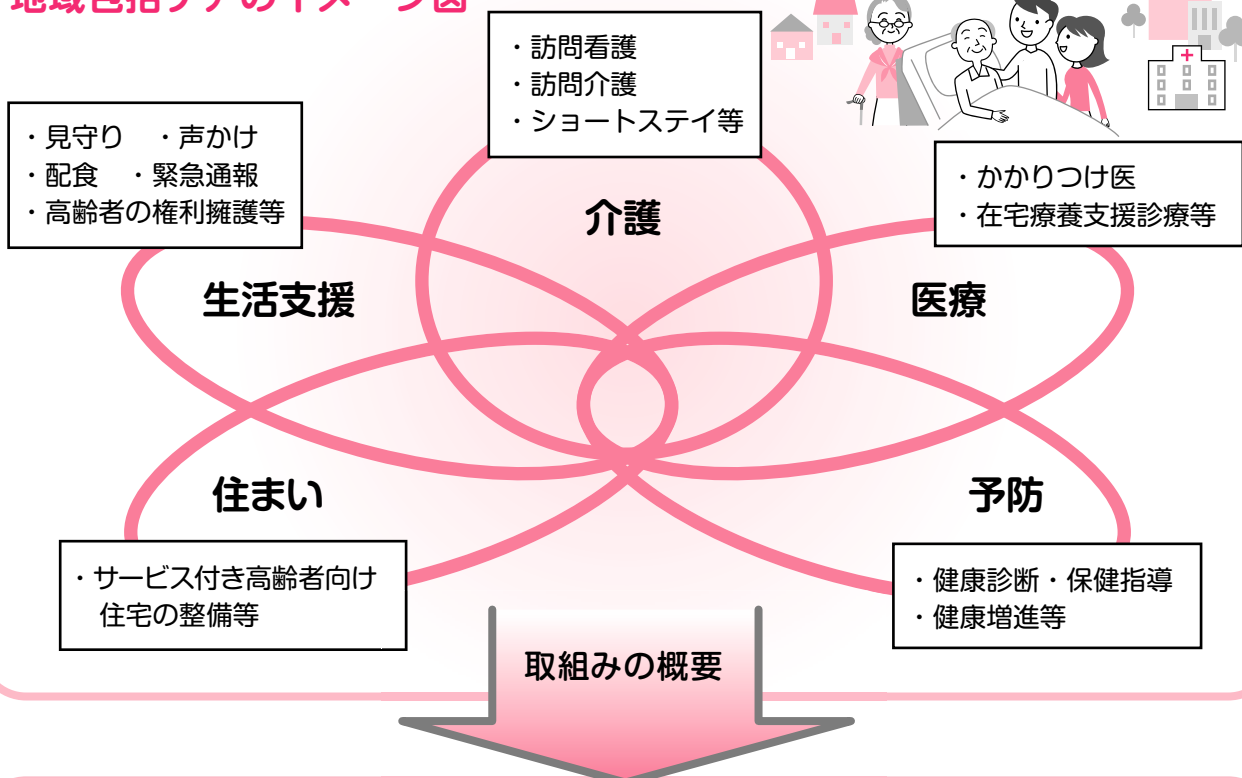


介護だけでなく、医療、生活支援などの様々なサービスと地域の力を合わせて、高齢者が安心して生活していけるように取り組みが進められています。

今後も増加が見込まれる高齢者の生活を地域で支えるためには、必ずしも介護保険の保険給付だけでは十分ではないことから、医療や予防、生活支援策を連携していくことが大切になっています。

地域包括ケアとは、高齢者の住まいが提供され、生活上の安全・安心・健康を確保するために、独居や夫婦二人暮らしの高齢者世帯などに対する緊急通報システムの構築、見守りや配食など生活支援サービスの提供、できるだけ介護を必要とする状態にならないための介護予防の推進、また在宅での生活を支えるための医療や、要介護状態になっても必要な介護サービスを提供できるよう、5つを一本化して提供していくという考え方です。

地域包括ケアのイメージ図



●医療と介護との連携強化

・一定の医療ニーズや認知症のある高齢者であっても、地域包括支援センターが介護サービスと医療的ケアをつなぐことで、在宅で暮らせるような支援を行う

●予防の推進

・要介護状態になることを可能な限り予防する観点から、要支援者に対するケアマネジメントを行う

●生活支援（見守り、配食、生活支援サービスの確保や権利擁護）

・民生委員を中心とする地域住民の協力を得ながら、高齢者の体系的な見守り体制を一層充実させる
・高齢者の権利擁護、総合相談など、高齢者が安心して生活していけるよう支援していく

●住まい

・日常生活や介護に不安を抱く「高齢单身・夫婦のみ世帯」が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう介護保険と連携して、高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備を進める

本市でも地域包括ケアシステムの中核組織として、葦崎市地域包括支援センターが活動しています。

今後も各種関係機関や地域におけるネットワーク等、公的サービスと地域の力の連携の強化を図り、個々の実情に即した切れ目ないサービス提供に努めます。

65歳以上の皆さんへ 介護保険料のご案内

■介護保険は支え合いの制度です！！

介護保険制度は、老後における最も大きな不安となる介護の問題を、それぞれ皆で負担し支え合いながら、必要な介護サービスを提供する制度として、平成12年4月1日からスタートしました。

介護保険のサービスを利用したときは、かかった費用の原則1割を利用者が負担し、残りの9割は介護保険から支払われますが、その財源は、40歳以上の方が納める保険料と公費で半分ずつ負担されています。このうち、40歳～64歳の方が納める保険料が全体の29%を、65歳以上の方が納める保険料が全体の21%をそれぞれ負担して支える仕組みになっています。

本市においても、平成24年度から26年度の3か年の中で必要になる介護給付サービスの見込量等を推計し、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料を改定しました。

第5期事業計画においては、介護保険料は総体が増額になりますが、「地域の皆で支え合う」という制度の趣旨をご理解いただけますようお願いいたします。

(介護保険の財源)

公 費			介護保険料	
国	県	市	40歳～64歳の方の保険料	65歳以上の方の保険料
25.0%	12.5%	12.5%	29%	21%
50%				

この分を65歳以上の皆さんで負担します

■介護保険料は所得に応じて決まります

●あなたの保険料（年額）を確認してみましょう!

